

令和 7 年度 外来機能報告（速報値）
及び
紹介受診重点医療機関の選定
（有田医療圏）



外来機能報告

第10回第8次医療計画
等に関する検討会
令和4年7月20日

資料
2改

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、医療機関の管理者が**外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの**。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考：医療法(一部抜粋)

第30条の18の2 **病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの**(以下この条において「**外来機能報告対象病院等**」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該**外来機能報告対象病院等**の所在地の**都道府県知事に報告しなければならない**。

第30条の18の3 **患者を入院させるための施設を有しない診療所**(以下この条において「**無床診療所**」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該**無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる**。

目的

- 「**紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)**」の明確化
- 地域の外来機能の明確化・連携の推進**

患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

報告項目

- (1) **紹介受診重点外来の実施状況**
- (2) **紹介受診重点医療機関となる意向の有無**
- (3) **地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項**
紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等

「協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。

対象医療機関

義務： 病院・有床診療所
任意： 無床診療所

報告頻度

年1回
(10～11月に報告を実施)

紹介受診重点外来

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
例) 悪性腫瘍手術の前後の外来
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
例) 外来化学療法、外来放射線治療
- 特定の領域に特化した機能を有する外来
例) 紹介患者に対する外来

紹介受診重点医療機関の基準

上記の外来の件数の占める割合が
・ 初診の外来件数の40%以上
かつ
・ 再診の外来件数の25%以上

意向はあるが基準を満たさない場合

参考にする紹介率・逆紹介率の水準

- ・ 紹介率50%以上
かつ
- ・ 逆紹介率40%以上

紹介受診重点医療機関として取りまとめ

医療資源を重点的に活用する外来

(以下の①～③のいずれかの外来)

外来機能報告 報告マニュアルより

① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

次のいずれかに該当する入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後30日間の外来の受診

- ・ Kコード（手術）を算定
- ・ Jコード（処置）のうちDPC入院で出来高算定できるものを算定（※1）
※1：6000cm以上の熱傷処置、慢性維持透析、体幹ギプス固定等、1000点以上
- ・ Lコード（麻酔）を算定
- ・ D P C算定病床の入院料区分
- ・ 短期滞在手術等基本料3を算定

② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来

- ・ 外来化学療法加算を算定
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料を算定
- ・ 外来放射線治療加算を算定
- ・ 短期滞在手術等基本料1を算定
- ・ Dコード（検査）、Eコード（画像診断）、Jコード（処置）のうち地域包括診療料において包括範囲外とされているものを算定（※2）
※2：脳誘発電位検査、CT撮影等、550点以上
- ・ Kコード（手術）を算定
- ・ Nコード（病理）を算定

③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

- ・ 診療情報提供料Iを算定した30日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来

〔令和7年度 外来機能報告〕 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況

速報値

医療機関施設名	紹介受診重点医療機関となる意向	初診						再診					
		割合 医療資源を重点的に活用する患者	初診の外来の患者延べ数	紹介受診重点外来の患者延べ数	特定領域に特化した機能を有する外来の患者延べ数			割合 医療資源を重点的に活用する患者	再診の外来の患者延べ数	紹介受診重点外来の患者延べ数	特定領域に特化した機能を有する外来の患者延べ数		
					入院前後の外来患者延べ数	医療資源を重点的に活用する	要とする外来の患者延べ数				高額等の医療機器・設備を必	院前後の外来患者延べ数	医療資源を重点的に活用する入
有田市立病院		27	7530	2031	80	1676	729	13.6	38169	5182	1933	2807	848
桜ヶ丘病院		24.4	1123	274	0	204	101	53	20407	10819	185	10610	244
社会福祉法人 恩賜財団 済生会 有田病院		35.7	5344	1908	174	1419	790	17	49690	8438	4002	4215	921
有田南病院		12.4	687	85	2	58	36	33	10909	3597	271	3365	88
医療法人 たちばな会 西岡病院		43.2	2444	1055	51	967	102	31	41743	12950	2570	10908	261
医療法人 大和会 土屋クリニック		18.8	447	84	0	59	42	36.2	11438	4143	35	4022	167
医療法人社団マザーキー ファミール産院ありだ		24.8	1160	288	20	250	32	6.7	6788	453	207	199	50

紹介受診重点医療機関

紹介受診重点医療機関である医療機関については、協議の場における協議の結果の公表に伴い更新又は変更されるものであり、毎年度、協議の場における確認を行うことが必要である。

「都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について」（R5.3.6厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より

今回協議 令和7年度 外来機能報告

紹介受診重点医療機関 の基準	初診に占める 重点外来の割合	再診に占める 重点外来の割合	紹介率と 逆紹介率	紹介受診重点 医療機関 となる意向
	40%以上	25%以上	紹50%以上かつ 逆40%以上	
医療法人たちばな会 西岡病院	43.2%	31%		意向なし